

フロン排出抑制法について

フロン回収・破壊法が改正され、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（略称「フロン排出抑制法」）として平成 27 年 4 月 1 日から施行されました。

この施行により会員企業より要望があり、当協会が『エアコンディショナー簡易点検表』を作成しました。以下に「フロン排出抑制法」の要約と簡易点検について記載しましたので参照下さい。

冷媒としてフロン類が使用されているもので「第一種特定製品」については、その「管理者」に設置、使用、廃棄についての管理が義務付けられ、使用の管理については以下に掲げる事項の実施が義務付けられました。

建設機械等に装着されているエアコンディショナーは「第一種特定製品」となります。

① 機器の点検の実施

管理する機器の種類や大きさに応じて「簡易点検」及び「定期点検」を行う。

② 漏えい防止措置 / 未修理の機器への冷媒充填禁止

③ 点検等の履歴の保存

④ フロン類算定漏えい量の算定・報告

1. 「第一種特定製品」とは

業務用のエアコンディショナー及び業務用の冷蔵機器及び冷凍機器であって、冷媒としてフロン類が使用されているもので、自動車用のエアコンディショナーを装着した、「自動車リサイクル法の対象」以外の建設機械等の大型特殊・小型特殊自動車も「第一種特定製品」の対象となります。

環境省フロン排出抑制法 Q&A

No.	大分類	小分類	質問	回答
6	全般	法対象機器	自動車に搭載されたエアコンは第一種特定製品か。	自動車（自動車リサイクル法の対象のものに限る。）に搭載されているエアコンで乗車のために設備された場所の冷房の用に供するものは、第二種特定製品であるため、本法の対象外です。一方、 <u>建設機械等の大型・小型の特殊自動車、被牽引車に設置されているエアコンや、冷凍冷蔵車の荷室部分の冷凍冷蔵ユニットは第一種特定製品であり、点検、記録、漏えい量報告等の対象となります。</u>

2. 「管理者」とは

原則として、当該製品の所有権を有する者（所有者）が管理者となります。

尚、自己所有ではないリース / レンタル等については、管理責任（製品の日常的な管理、故障時の修理等）を有する者となります。

3. 「簡易点検」及び「定期点検」とは

コンプレッサーの能力が **7.5Kw** 以上のエアコンディショナーは「簡易点検」及び「定期点検」の対象ですが、一般的に建設機械等に装着されているエアコンディショナーは自動車に装着されているものと同等で自動車のエアコンディショナーは約 **3.0kw**～**4.0kw** 位なので「簡易点検（3か月に一回以上）」のみの実施となります。

4. 「簡易点検」とは

全ての「第一種特定製品」が対象で3か月に1回以上の点検となります。

実施者の具体的な制限はありません。

環境省フロン排出抑制法 Q&A

No.	大分類	小分類	質問	回答
28	管理者判断基準	簡易点検	簡易点検は3か月に1回行うが、義務ではないのか。	簡易点検の実施等の「管理者の判断の基準」の遵守は法に基づく義務です。また、違反した場合には、都道府県による指導・助言、さらに定期点検対象機器を所有している場合は、勧告・命令・罰則の対象となる場合があります。

5. 具体的な点検について

点検方法は、基本的に「目視による外観点検」となります。

尚、詳細については環境省HPのフロン排出抑制法説明資料にある「簡易点検の手引き（業務用エアコン編）」を参照して下さい。

主な点検個所と点検内容は下記となります。

室外機点検

- ・機器の異常振動・異常運転音
- ・機器及び機器周辺の油のにじみ
- ・機器のキズの有無、熱交換器の腐食、錆びなど

室内機点検

- ・熱交換器の霜付きの有無、振動、異音など

6. 記録と記録表の保存期間について

記録表はその該当製品を廃却するまで保存していなければなりません。

記録表の作成と保存については次頁の環境省告示（抜粋）を参照して下さい。

告示第十三号環境省 （以下抜粋）

第四 管理第一種特定製品の点検及び整備に係る記録等に関する事項

1 当該管理第一種特定製品を廃棄するまで、保存すること。

- (1) 管理第一種特定製品の管理者の氏名又は名称（法人にあっては、実際に管理に従事する者の氏名を含む。）
- (2) 管理第一種特定製品の所在及び当該管理第一種特定製品を特定するための情報
- (3) 管理第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の種類・・及び量
- (4) 第二に基づく管理第一種特定製品の点検の実施年月日、当該点検を行った者の氏名（法人にあっては、その名称及び当該点検を行った者の氏名を含む。）並びに当該点検の内容及びその結果（漏えい又は故障等が認められた場合にあっては、漏えい又は故障等の箇所その他の状況に関する事項を含む。ただし、簡易点検のみを行った場合にあっては、点検を行った旨及びその実施年月日を記載すること。）

以上